

市有建物自動販売機設置場所賃貸借契約書

千葉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙は、これを賃借するものとする。

自販機No.	所在地	貸付場所	貸付面積
1	千葉市中央区富士見 1-3-2 千葉市文化交流プラザ	1階 北西側出入口脇	1.7㎡
2		3階 音楽ホール ホワイエ	1.7㎡
3		5階 休憩コーナー	1.7㎡

（使用目的等）

第3条 乙は、甲が自動販売機設置事業者を公募した際の条件を遵守し、貸付物件を自動販売機設置場所として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とし、本契約は、更新しないものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額金【月額貸付料（税抜）×12か月】円に消費税及び地方消費税相当額金〇〇〇〇〇円を加えた合計〇〇〇〇〇円とし、乙は、当該貸付料を年度ごとに甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに甲に納付しなければならない。

2 甲は、既に納付された貸付料を乙に返還しないものとする。

3 1か月未満に係る貸付料は、1か月を30日として日割りをもって計算する。

（電気料）

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 乙は、自動販売機に係る電気料を負担するものとする。

3 前項の電気料は、甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに施設管理者に納付しなければならない。

（延滞金）

第7条 乙は、貸付料又は電気料を前2条による指定期日までに納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じ、貸付料又は電気料にそれぞれ年14.6パー

セントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して甲の指示に従い納付しなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が貸付料又は電気料とその延滞金を納付すべき場合において、納付した金額が貸付料又は電気料とその延滞金の合計額に満たない場合は、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第9条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として、金【契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税を加算した額×契約期間月数）の10分の1以上の額（円未満切上げ）】円を甲の発行する納入通知書により、甲に納付しなければならない。

2 甲は、貸付料の納入が遅延した場合において契約保証金を充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当する。

3 甲は、第4条に定める貸付期間が満了した場合又は第19条第1項第3号の規定により甲が本契約を解除した場合において、乙が第20条の規定に従い貸付物件を返還したときに限り、契約保証金を乙に返還する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

(貸付料の改定)

第10条 甲は、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由があると認められるときは、貸付料の改定をすることができるものとする。

(引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、貸付物件を乙に引き渡す。

(瑕疵担保)

第12条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(現状の変更)

第13条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申し出を行い、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項の申し出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により乙に通知するものとする。

(修繕義務等)

第14条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(き損等の報告)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又はき損した場合、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第16条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(自動販売機の管理等)

第17条 乙は、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行わなければならない。

2 乙は、自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、甲の指示に従い、適切に回収・処分しなければならない。

3 乙は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止など、安全に十分配慮しなければならない。

4 乙は、自動販売機の故障並びに自動販売機に関する問い合わせ及び苦情について対応するとともに、故障時の連絡先を自動販売機本体に明記しなければならない。

(実地調査等)

第18条 甲は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 本契約に基づき設置した自動販売機に係る事業の継続が困難であることを乙の申し出により甲が認めたとき。

(3) 甲において、公用、公共用又は公益事業に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当することにより甲が本契約を解除した場合、乙は、当該解除の日から1年間は、甲の行う自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとする。

3 第1項第3号の規定に該当することにより本契約が解除された場合、乙は、これによって生じた損失について、その補償を甲に求めることができる。

(貸付物件の返還)

第20条 貸付期間が満了した場合、又は前条第1項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、当該滅失又はき損による貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第15条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合のほか、乙が本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、第20条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することはできないものとする。

(契約の費用)

第23条 本契約に要する費用は、乙が負担する。

(個人情報保護)

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の決定等)

第25条 本契約に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置する等責任体制を明確にしなければならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、同法の規定を遵守しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にしておかなければならない。

2 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 乙は、従事者に対し、個人情報の違法な利用及び提供に関して条例で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 乙は、従事者に対し、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外の利用又は提供の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

(事故発生時における報告)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第8 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況について必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め又は実地に検査することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第9 甲は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(1) この契約による事務を処理するために乙が取り扱う個人情報について、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「乙」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市（以下「甲」という。）は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が前条第1項各号に該当するとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 乙が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

5 甲は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 乙は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 乙の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 甲は、乙が前条に違反した場合は、千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

本規約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙